特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	固定資産税課税事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、固定資産税の課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税課税事務
②事務の概要	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日（毎年１月１日）における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、納税通知書を交付し課税する。 市町村は、地方税法等関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成 ⑧サービス検索・電子申請機能、申請管理システムによるオンラインでの申告書等の受け付け確認を行う
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 家屋評価・家屋調査票管理システム 3. 地方税ポータルシステム（eLTAX） 4. 中間サーバー 5. 庁内連携システム 6. 住民登録外システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 固定資産評価システム 9. サービス検索・電子申請機能 10. 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
固定資産税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、,125、,129、,130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	郡山市税務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号963－8601　郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター）　024－924－3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号963－8601　郡山市朝日一丁目23番7号 税務部資産税課　024－924－2091
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ①住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ②申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ③下記の局面において、複数人での確認を行うようにしている。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和元年5月16日　時点	令和3年5月14日　時点	事後	再提出に伴い再計算
令和3年12月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和元年5月16日　時点	令和3年5月14日　時点	事後	再提出に伴い再計算
令和6年7月1日	Ⅰ-1 ②事務の概要	①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者からの減免申請書を受け付け確認を行う ③所有者からの非課税適用申告書を受け付け確認を行う ④納税管理人の申請・変更・不要申告を受け付け確認を行う ⑤住宅用地の申告を受け付け確認を行う ⑥被災住宅用地の申告を受け付け確認を行う ⑦東日本大震災に係る被災住宅用地の申告を受け付け確認を行う ⑧償却資産に関する申告を受け付け確認を行う ⑨納税通知書、課税明細書の交付 ⑩固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑪固定資産課税台帳等の備付け ⑫土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑬評価調書作成	①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成	事後	記載内容を整理したため
令和6年7月1日	Ⅰ-1 ③システムの名称	未記載	サービス検索・電子申請機能、申請管理システムについて追記	事前	オンライン申請開始のため
令和6年7月1日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の第16項	番号法第9条第1項　別表の第24の項	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項	（情報照会の根拠） 主務省令第2条表の第48の項 （情報提供の根拠） 主務省令第2条表で第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項	事後	番号法改正のため
令和6年7月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年5月14日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	再提出に伴い再計算
令和6年7月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年5月14日　時点	令和6年6月10日　時点	事後	再提出に伴い再計算
令和7年4月1日	I-1 ②事務の概要	個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-1 ③システムの名称	固定資産税システム　家屋評価・家屋調査表管理システム　審査システム（eLTAX）　中間サーバー 共通基盤システム　住民登録外システム　団体内統合宛名システム　　固定資産評価システム サービス検索・電子申請機能　申請管理システム	1．固定資産税システム 2．家屋評価・家屋調査票管理システム 3．地方税ポータルシステム（eLTAX） 4．中間サーバー 5．庁内連携システム 6．住民登録外システム 7．団体内統合宛名システム 8．固定資産評価システム 9．サービス検索・電子申請機能 10．申請管理システム	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法別表第24の項	番号法別表24の項	事後	記載内容を整理したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項 （情報提供の根拠） 主務省令第2条表で第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、,125、,129、,130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年3月1日　時点	事後	再提出に伴い再計算
令和7年4月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年6月10日　時点	令和7年3月1日　時点	事後	再提出に伴い再計算
令和7年4月1日	Ⅳ-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（新規に追加）	十分である	事後	番号法改正のため
令和7年4月1日	Ⅳ-8 判断の根拠	（新規に追加）	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ①住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ②申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	番号法改正のため
令和7年4月1日	Ⅳ-9 実施の有無	[　] 内部監査	[○] 内部監査	事後	記載内容を整理したため
令和7年4月1日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	（新規に追加）	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	番号法改正のため
令和8年10月26日	Ⅰ-1 ②事務の概要	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日（毎年1月1日）における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、納税通知書を交付し課税する。 市町村は、地方税法等関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成	固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日（毎年1月1日）における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、納税通知書を交付し課税する。 市町村は、地方税法等関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法務局からの通知により課税台帳の整備（課税内容の変更等）を行う ②所有者から固定資産税に関する申告書等の受け付け確認を行う ③納税通知書、課税明細書の交付 ④固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正 ⑤固定資産課税台帳等の備付け ⑥土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け ⑦評価調書作成 ⑧サービス検索・電子申請機能、申請管理システムによるオンラインでの申告書等の受け付け確認を行う	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンライン申請サービスへのシステム移行に伴う評価書の見直しのため